



## 1 趣旨

犯罪被害者等の権利保護を図るために令和7年4月から施行した盛岡市犯罪被害者等支援条例第6条第1項の規定により、盛岡市犯罪被害者等支援計画（以下「計画」という。）を策定するもの。

スローガンは、「寄り添う支援、支える社会」。

### ※ その他の根拠法令

- ・犯罪被害者等基本法第5条



盛岡市広報キャラクター「モリィ」

## 2 計画の概要

### 第1章 計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨・位置付け

犯罪被害者等支援に関する施策の総合的・計画的な推進を図る。

#### (2) 条例に掲げる基本的な理念

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、条例に定める基本理念により支援を推進する。

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重
- ② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援と二次被害・再被害への配慮
- ③ 途切れることのない必要な支援の提供
- ④ 関係機関・団体の相互連携及び協力

#### (3) 計画の期間

令和8年度から令和10年度までの3か年

#### (4) 意見の反映・進行管理

計画の策定・変更の際は、盛岡市犯罪被害者等支援協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、協議会において計画の進捗状況の点検、検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

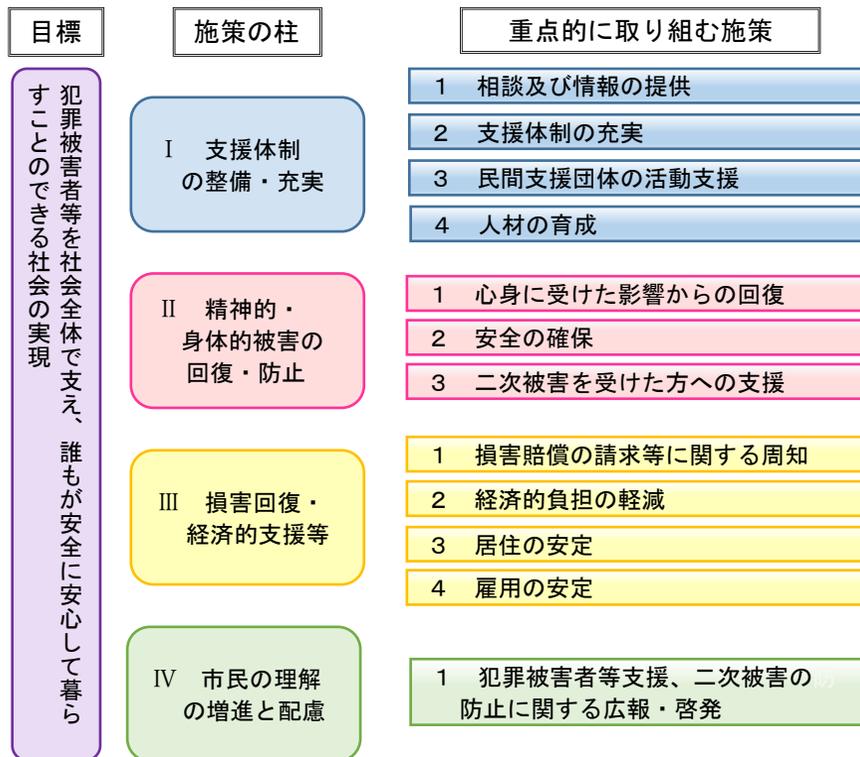
### 第2章 犯罪被害者等の現状

#### (1) 市内における犯罪等の状況

## 2 計画の概要（続き）

### 第3章 具体的施策

#### 施策体系（4つの「施策の柱」）



## 3 パブリックコメントの結果

令和7年12月12日から令和8年1月9日までパブリックコメントを募集したところ、寄せられた意見はなかった。